

〔江戸會誌〕幕府廩米支給手續

御扶助米と云あり、是は家斷絶之者、殘る遺族へ元高の多少に寄、或は五人扶持、或は三人扶持、或は二人扶持と三等に區分し、家族の人員に不拘、親并ニ妻へは一生の内、悻娘、厄介へは片付候迄被下、其家族之内一人表判元之頭支配裏判する、若死者あり、片附候者ある時は裏判之者より、伺書を出し、御差圖に任すと雖も、素より人員に抱はらず被下なれば、一人にても殘る限りは、是迄之通被下定なり、

無足

〔經濟錄五〕凡士以上ハ田祿有者也、略○中 田祿無シテ米俸、金俸ヲ受ル者ヲ、今世ニ無足人云、農人ノ

中ニテ、田地ヲ持テ在者ヲ百姓ト稱シ、田地無テ無足人ト稱スルニ倣ヘル也、

〔仕官格義辨下〕總領御番入之事

問曰、むかしは總領御番入、三年無高と申儀有之候由、唯今は左様成儀不承候、何之頃より止候哉、承度候、答曰、三年無高之儀は、承應明曆之頃は勿論、延寶之頃迄も有之候由、三年之内、初年二年目、御番十二迄引候分は御切米被下候、三年目に御番十より多引候へば、御切米不被下候、四年目五年目には、御切米被下旨、天和三亥年、總領御番入之頃より、早速御切米も被下候、其後は無足之御番入は相止候、

〔勘契備忘記中〕享保五子年

書替所御切米御役所渡方定書略○中

御扶持方渡方之覺略○中

一御扶持方有之者、相果跡式不被仰付内も、無足之子者、父之頭、或者支配方より、實子總領、養子總領、無紛斷狀を以、御扶持方可被相渡候、勿論願上置候養子者、申渡不相濟者、被下間敷候事、略○中  
右之通、可被得其意候、以上、